




多文化共生論

第02講： 多文化共生社会の基本概念

2019年4月16日



本講のテーマ

- 多文化共生とは何か？
- 文化と、それを担う民族とは何か？
- 国家とコミュニティーとは何か？

I. 多文化共生

- 多文化共生とは？
 - 多文化共生 (Multicultural Symbiosis)
 - ❖ 多文化共生社会 (Multicultural Symbiotic Society)
 - 語源：神奈川県川崎市
 - ❖ 背景：在日韓国・朝鮮人が多く暮らす地域
 - ❖ 1970年代：国民健康保険への加入や市営住宅への入居に国籍による制限をなくす。市民による外国人住民支援の活動
 - ❖ 1980年代：新たな文化的背景を持つ外国人の増加
 - ❖ 1993年1月：川崎市桜本地区へのフィールドワークがメディアで紹介
→「多文化共生」のメディア初出



I. 多文化共生

- 多文化共生とは？

- 定義の明文化： 阪神・淡路大震災（1995年1月）

- ❖ 1995年10月、多文化共生センター： 被災した外国人への支援活動

- ❖ 設立趣意書：「国籍、文化、言語などの違いを越え、互いを尊重する多文化共生の理念に基づき、在日外国人と日本人の双方へ向けて多文化共生のための事業を創造し、実践することを目的とする。」

- ❖ 多文化共生と外国人支援の違い： 外国人と日本人との間に「支援する側・される側」に区別しない → 共に影響を及ぼしあい、共に変化する関係と位置付ける

I. 多文化共生

- 多文化共生とは？

- 定義： 2006年総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』

- ❖ 「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きてゆくこと」

- 噛み砕いた表現： 静岡県磐田市

- ❖ 「市内には多くの外国人が生活しています。文化の違いや言葉の壁によるコミュニケーション不足などから、外国人市民との共生が十分に図られていないケースもあります。しかし、外国人市民は地域を支える大きな力であるとともに、多様な文化がもたらすまちづくりの重要な担い手です。国籍、文化、習慣、性別、年齢の違いに関わらず、誰もが地域住民として認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていくことが大切です。互いの文化を尊重し、学びあい、支えあっていきましょう。」



I. 多文化共生

- 重要なコンセプト

- 人に関する用語： 民族、文化、言葉、習慣、(地域)住民
→ 「自分たち」と「自分たちとは異なる人々」の違いは何か？

- 場所に関する用語： 国籍、地域(社会・住民)
→ 「地域」は何によってくられるのか？

- 共生に関する用語： 「互いの文化的違いを認めあい」「対等な関係」「共に生きてゆく」
→ 何がどうなったら、「共生」といえるのか？

II. 民族と文化

- 民族とは？
 - 人間の分類
 - ❖ 「ヒト」「人間」(human, *Homo Sapiens*)は分類、区別することが可能
 - ❖ 分類、区別するためには、判断基準が必要
 - ❖ 人類学・社会学においては、複数の分類概念／基準が存在
 - 分類概念
 - ❖ Nation: 民族、国民
 - ❖ Ethnic group: 民族集団
 - ❖ Race: 人種



II. 民族と文化

- Nation(民族、国民)

- Nation-State

- ❖ Nation: 文化的・民族的な単一性
- ❖ State: 政治的なまとまり、地理的な近接性
- ❖ 「国民国家」「単一民族国家」
- ❖ 一民族一国家: 「〇〇国に住む人は全員××民族である」かつ「××民族は全員〇〇国に住む」を充たしている状態
- ❖ 民族自決: 比較的同質的な民族が、他の民族からの支配を受けることなく主権国家を形成 「自分たちのことは自分たちで決める」



II. 民族と文化

- Nation(民族、国民)

- Nation-State

- ❖ 近代欧州での誕生：キリスト教に基づく普遍的意識と、生活圏に基づくコミュニティーへの参加

- ❖ フランス革命とナポレオンの遠征：国家への帰属意識の醸成

→ 近代国民国家が成立するにあたって登場した概念

- ✓ 近代：「〇〇国民であること」と「××民族であること」は同義



II. 民族と文化

- Nation(民族、国民)
 - Nation-Stateのほころび
 - ❖ 現代: 「〇〇国民であること」と「××民族であること」不一致
 - ❖ 「〇〇国内に様々な民族が住む」: 多民族国家の登場
 - ❖ 「××民族が複数の国家にまたがって住む」: 民族分断・離散

 - 民族分布と国境策定が一致しない原因
 - ❖ 地域の支配者による、恣意的な国境線の策定
 - ❖ 植民地政策による併合
 - ❖ 政治体制の違いによる国家の分裂
 - ❖ 移民・難民、強制移住



II. 民族と文化

- Ethnic group (民族集団)
 - 定義
 - ❖ 特定の個別文化およびそれへの帰属意識を共有するヒトの下位集団

 - 民族集団を区別する指標となる属性
 - ➔ 「われわれは同じ。あいつらとは違う。なぜなら〇〇が異なるから。」
 - ❖ 人種 (Race)
 - ❖ 出自 (Descent group, Clan)
 - ❖ 文化 (Culture)、宗教 (Religion)、言語 (Language)
 - ❖ 帰属意識 (Identification)
 - ➔ 特に重視: 出自と帰属意識
 - ➔ 他の属性の重要度: 民族集団間の関係や状況によって異なる

II. 民族と文化

- Race(人種)

- 分類の基準

- ❖ ヒトという単一種内の地理的変異を、亜種またはそれ以下の集団に分類
- ❖ 身体的・遺伝的特質に基づく分類
- ❖ 解剖学、生理学、心理学、病理学に基づいた判断

- 初期の分類

- ❖ ブルーメンバッハによる分類(1806年)
- ❖ 肌の色や頭形などの身体的特徴の地理的分布に基づく
- ❖ 5分類: コーカシア(白人種)、モンゴリカ(黄色人種)、エチオピカ(黒人種)、アメリカナ(赤色人種)、マライカ(茶色人種)

II. 民族と文化

- Race(人種)

- 問題点

- ❖ 分類数の問題: 差異の多様性を少数のカテゴリーに押し込めることは妥当か? 逆に、数十～数百に細分化して何か意味があるか?
- ❖ 地理的な問題: 高い移動能力を持つ人を地理的な区分が可能か?
- ❖ 分類自体によって派生する問題: 人種の違いが政治的問題を誘発
(例)ナチスの優生学

- 学問上の現状

- ❖ 人種の分類そのものを研究対象する研究者は稀
- ❖ ヒトの地理的変異の研究: 身体と環境の相関関係は認められる
(例)潜水能力に優れた人種、特定の疾病に強い人種、など

II. 民族と文化

- 出自 (Descent group, Clan)
 - 出自集団 (Descent group)
 - ❖ 父方ないしは母方の系譜をたどることができる、出自が共通する集団
 - 氏族 (Clan)
 - ❖ 系譜をたどると、始祖となる共通の神話・伝説上の人物・神・動植物にたどりつく出自集団
- ➔ 科学的・客観的事実の有無よりも、「自分たちは出自が同じ」との認識が成員間で共有されていることが重要

II. 民族と文化

- 文化 (Culture)、宗教 (Religion)、言語 (Language)
 - 文化
 - ❖ 特定の人々によって習得され、共有され、伝達される、行動様式ないし生活様式の体系 ⇔ 呼吸 (習得するものではない)、個人の癖 (共有されるものではない)
 - 宗教
 - ❖ 「聖なる事物、換言すれば分離され禁忌された事物に関する信仰と行事との連帯的体系であり、これに帰依する者を教会という道德的共同体に結合せしめる」
 - 言語
 - ❖ 音素の組み合わせ→単語、単語の組み合わせ→文
 - ❖ 音声：文字によって固定化。音声を伴わない言語 (= 手話) も存在



II. 民族と文化

- 帰属意識 (Identification)

- 定義

- ❖ 他の個人ないし集団の価値観、役割期待、役割などを自己の意識や行動のなかに内在化させ、同化させる心理過程
- ❖ 「自分はこの集団の一員なんだ」という意識
- ❖ ①内集団への同一化(=内集団の特徴を積極的に習得する)と、②外集団との差異化(=外集団の特徴を積極的に捨て去る)が同時に起きる



II. 民族と文化

- 帰属意識 (Identification)
 - われわれ意識 (we-feeling)
 - ❖ 集団への連帯と忠誠という集団感情
 - ❖ 対外関係によって強化されることがある
 - ❖ 「われわれの集団」と言った場合、「よそ者」も同時に規定される

- ➔ 民族集団： その民族集団への帰属意識を持っていることが重要視される



II. 民族と文化

- まとめ
 - Nation-StateとEthnic group
 - ❖ 近代：「〇〇国民であること」と「××民族であること」は同義
 - ❖ 現在：多民族国家と民族分断・離散

 - 民族集団を区別する上での指標となる属性
 - ❖ 人種(Race)
 - ❖ 出自(Descent group, Clan)
 - ❖ 文化(Culture)、宗教(Religion)、言語(Language)
 - ❖ 帰属意識 (Identification)

- ✓ 出自と帰属意識(の共有)が特に重視

III. 国家とコミュニティ

- 主権国家の誕生

- 主権国家

- ❖ 各国の領土権と、領土内の法的主権の確立
- ❖ 主権国家による相互内政不可侵

- ウェストファリア体制(1648年)

- ❖ 主権を持つ各国が欧州域内で並存
- ❖ 並存を前提とする各国の勢力均衡
- ❖ 国家主権を超えた超域的存在(ローマ・カトリック教会、神聖ローマ帝国、など)による欧州統一の否定

III. 国家とコミュニティ

- 国家

- 国家の要件（1933年モンテビデオ条約）

- ❖ 永久的住民
- ❖ 明確な領域
- ❖ 唯一の政府、他国と関係を取り結ぶ能力

- 国家の承認

- ❖ 各国が要件を充たしているかを判断する国際機関：存在せず
- ❖ 国家として認められるか否か：他国からの承認という形式をとる
- ❖ 近年：「国連への加盟」をもって、国際的な国家承認とみなす傾向。
（例）パレスチナ

III. 国家とコミュニティ

- 国家と住民の関係
 - 国民(Nation)
 - ❖ 定義： 国家的意志によって形成された基礎集団、またはその成員
 - 国民国家と多民族国家
 - ❖ 近代： 「〇〇国民であること」と「××民族であること」が同義
 - ❖ 現代： 「〇〇国民であること」と「××民族であること」が一致しない
 - ❖ 理由： ①1つの国家に複数の民族集団が暮らす
②1つの民族が複数の国家にまたがって暮らす
- ✓ 現代では、「〇〇国民であること」を示すために、国籍制度が導入

III. 国家とコミュニティ

- 国家と住民の関係

- 国籍(Nationality)

- ❖ 国家の構成員としての資格を示す制度
- ❖ 「〇〇国の国籍を有する者」を指して、「〇〇人」と呼ぶことがある
- ❖ 更に、人種・民族を指して「△△系」と呼ぶことがある
- ❖ 例： 日系アメリカ人 ← 民族は日本、国籍はアメリカである者

- 国籍制度の狭間

- ❖ 多重国籍： 複数の国の国籍を保持
- ❖ 無国籍： 国籍剥奪(内戦)、特定の国に定住していない(ベドウィン)、不法移民の2世以降、国と認められてない地域の「国民」(イスラーム国)
- ❖ 血統主義・出生地主義： 国によって国籍を与える基準・制度が異なる

III. 国家とコミュニティ

- 国家と住民の関係
 - 何を根拠に国籍が決まるのか？
 - ❖ 血統主義： 親がどこの国籍を有するかによって本人の国籍が決定
 - ❖ 出生地主義： どこで生まれたかによって本人の国籍が決定

 - 血統主義
 - ❖ 父母両系血統主義、父系優先血統主義など。日本始め多数の国が採用
 - ❖ 個人は、土地ではなく家族・民族に属する

 - 出生地主義
 - ❖ 本人の生まれた国によって国籍を付与
 - ❖ アメリカ、カナダなど少数の国に限られている
 - ❖ 日本： 「日本生まれ、両親が不明、無国籍」という条件で認める

III. 国家とコミュニティ

- 国家と住民の関係

- 外国人 (Foreigner, Alien)

- ❖ 外国人である者： 自国の国籍を持たない者。外国籍しか持たない者。無国籍者。国家と承認されていない「国」の住民
- ❖ 外国人ではない者： 自国の国籍を持つ者。自国と他国の二重国籍者

- 外国人に対する制限

- ❖ 外国人に対し、自国民に比べて各種の制限が存在する国・地域が多い
- ❖ 法律上の制限： 参政権・非参政権、資格取得の制限、財産の保有や投資に関する制限
- ❖ 社会上の制限： 企業への就職の制限、店舗出入りの制限、アパート入居の制限など。差別・偏見が根底にある場合が多い

III. 国家とコミュニティ

- 国家と住民の関係

- 国民統合

- ❖ 国民の帰属意識: 「われわれ × × 民族 (Ethnic group)」から「われわれ ○○ 国民 (Nation)」へ
- ❖ 国家: 国家に愛着・忠誠を誓う国民の存在が、国家成立の基盤
- ➔ 国民のわれわれ意識が自国に向かうよう、帰属意識を喚起させる事象・表彰を国家が意図的・戦略的に作り出す

- ナショナリズム (Nationalism)

- ❖ 政治的な単位と文化的・民族的な単位を一致させようとする思想や運動
- ❖ Ethnic groupを超えた、新たな帰属意識としての国民概念
- ❖ 「想像の共同体」(B.アンダーソン)
- ❖ 自文化中心主義 (Ethnocentrism): 他文化の否定・排除

III. 国家とコミュニティー

- 国家と領土の関係
 - 領土とは？
 - ❖ 大陸または島の、全部または一部が対象

 - 島とは？
 - ❖ 国連海洋法条約(UNCLOS, 1994年発効)において規定
 - ❖ 「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」(第121条第1項)

 - 国家の主権(統治権)が及ぶ領域
 - ❖ 陸(領土)、海(領海)、川・湖(領水)、空(領空)
 - ❖ 主権が及ばない場所・空間: 大使館(治外法権)、南極、公海、宇宙空間

- ✓ 国家にとって領土とは、主権が及ぶ自然にできた土地を指す

III. 国家とコミュニティ

- 住民と領土の関係
 - 行政上の区分
 - ❖ 国家運営が円滑に進むために、領土を地域ごとに分割。地域の自治権の独立性は、国によって異なる
 - ❖ 日本： 都道府県、市区町村
 - ❖ アメリカ、マレーシア： 連邦制(州)。州に強い自治権・独立性を認める
 - ❖ 中国： 22省、4直轄市、5民族自治区、2特別行政区
 - 生活上の区分
 - ❖ 地理的な繋がりを重視： 生活圏。通勤・通学圏、買物圏、娯楽圏、購買圏(商圈)など
 - ❖ 人と人との繋がりを重視： 共同体、コミュニティ

III. 国家とコミュニティ

- まとめ
 - 国家： 住民、領地、政府によって構成 →3者間で関係が構成される

 - 国家と住民の関係
 - ❖ 国籍に基づき国民が規定。同時に外国人も規定される
 - ❖ 民族集団に代わり、国民が人びとの帰属意識の向かう先になる

 - 国家と領土の関係
 - ❖ 国家の主権が及ぶ範囲

 - 住民と領土の関係
 - ❖ 地理的繋がりに基づく生活圏や、人びとの繋がりに基づく共同体／コミュニティが形成される